

Genesys ソフトウェア利用約款

この利用約款（以下「本約款」という）は、三井情報株式会社（以下「当社」という。）がお客様に対して第1条第1項で定義する本ソフトウェアに関し、その使用条件を定めるものとする。お客様は、本約款の条件に同意しなければ、当該ソフトウェアを利用できない。

第1条（定義）

- 「本ソフトウェア」とは、①申込書記載のコンピュータープログラム（以下「本プログラム」という。）、②本プログラムが含まれるファイル、ディスク、CD-ROM 及びその他の媒体物並びに、③本プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及びその他一切の関連資料をいう。本ソフトウェアには、本約款期間中に当社がお客様に提供する更新版及びバージョンアップ版が含まれる。
- 「本ソフトウェアの使用」とは、指定機器に本プログラムをインストールし、実行若しくは画面出力などの操作をし、又はその他本プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及びその他一切の関連資料を利用するすることをいう。
- 「指定機器」とは、本ソフトウェアを使用する申込書記載のコンピューター、デバイス又はその他の機器をいう。
- 「指定場所」とは、指定機器が設置される申込書記載の場所をいう。

第2条（本約款の成立）

お客様は、当社の指定する様式による申込書に、必要な事項を記載して当社に対して提出するものとし、当社が当該申し込みに応じた場合または当社が当該申込書を受領した日から当社の5営業日以内に拒絶の意思表示がなされない場合、本ソフトウェアの使用許諾契約（以下「本契約」という）が成立する。

第3条（使用許諾）

- 当社は、本約款の期間中、お客様に対して、日本国内に限り、指定場所における非独占的な譲渡不可の本ソフトウェアの使用を許諾する。
- お客様は、本約款に基づく使用権につき第三者に対して再使用権を設定し、もしくは第三者に譲渡し、またはソフトウェアもしくはその複製物を第三者に譲渡転貸もしくは占有の移転をしてはならない。また、お客様は、本約款上の地位を第三者に譲渡してはならない。

第4条（目的外使用の禁止）

お客様は、自らが使用する目的（以下「本目的」という。）でのみ日本国内で本ソフトウェアを使用することができ、本目的以外に本ソフトウェアを使用してはならない。

第5条（パスワード等の管理）

- お客様は、ユーザIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）するものとし、お客様のユーザIDおよびパスワードによる利用その他の行為は、全てお客様による利用とみなす。
- ユーザIDおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様その他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わない。

第6条（対価）

- お客様は、本約款に基づく本ソフトウェアの使用許諾の対価（以下「本件対価」という）として、申込書に記載の金額を別途当社が指定する方法で当社に対して支払う。なお、振込にかかる費用はお客様の負担とする。
- 当社は、本約款の期間満了の75日前までにお客様に通知することで、本ソフトウェアの使用料金を変更することができる。ただし、お客様が複数年の契約期間で契約締結する場合は、別途当社が指定する期間ごとに本件対価を変更することができる。

- 当社は、理由のいかんにかかわらず、支払われた本件対価を返金しない。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

第7条（権利帰属）

本ソフトウェアに関連する著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、当社又は当社に許諾した第三者に帰属するものであり、本約款の締結によって、本ソフトウェアの著作権その他の知的財産権が、当社からお客様に移転するものではない。

第8条（禁止事項）

- 当社は、お客様に対し、本ソフトウェアの使用に関して、の行為を禁止する。
 - お客様は、当社の書面による事前の同意がない限り、本プログラムをネットワークサーバーにインストールし、お客様の組織内のユーザーに、コンピューター、デバイス又はその他の機器から当該ネットワークサーバーにアクセスして使用させてはならない。
- お客様は、当社の書面による事前の同意がない限り、本ソフトウェアを複製することができない。但し、お客様が、バックアップとして1部複製し保管する場合はこの限りでない。
- 前項において、お客様は、バックアップを作製した場合には、その媒体物に当社所定の著作権表示（©表示、第一次発行年、当社の氏名）をし、かつ、「バックアップ」の表示をしなければならない。
- お客様は、本ソフトウェアの改変・翻案又は他のソフトウェアと組み合わせる行為をしてはならない。
- お客様は、本ソフトウェアの変更又は本プログラムのリバースエンジニアリングをすることができない。
- その他本約款で許諾された範囲を超えた本ソフトウェアの使用をしてはならない。

第9条（保守）

当社は、お客様に対して本ソフトウェアに関する不具合の修補、問い合わせ対応、バージョンアップ、情報提供その他の保守サービスを行う義務を負わない。

第10条（監査）

- お客様は、当社より本ソフトウェアの使用状況について報告を求められたときは、直ちにその状況を報告しなければならない。
- 当社は、本ソフトウェアの使用状況、技術データについて、本約款の定めに違反が無いこと又は本ソフトウェアその他のサービス改善のために、当社、本ソフトウェアの権利者又は当社から委託を受けた第三者による監査を実施し、又は使用することができる。
- 前項の監査を実施した結果、お客様が本約款の定めに違反している事実が判明したときは、当社の指示に従い当該違反を直ちに是正する。なお、お客様による本ソフトウェアの利用に、本約款の違反があった場合には、前項に定める監査によって生じた費用は、その一切をお客様が負担するものとし、追加の利用料金を当社の請求に従って支払う。
- お客様は、本約款の終了後であっても、当社が第2項に定める監査を実施するために必要な記録を2年間保存する。

第11条（保証）

- 当社は、お客様に対して、本ソフトウェアについて、別途定める本ソフトウェアの仕様のとおりに稼働することを保証する。
- 本ソフトウェアが、別途当社が定める仕様と適合しない場合、当社は、自己の選択により、本ソフトウェアの修補又は交換を実施する。
- 前項に定める方法によって、本ソフトウェアの不適合が解消されない場合、当社またはお客様は本契約を解除できるものとし、当社はお客様に対して支払い済みの本件対価のうち本契約の解除がなされた日以降の残存する期間分の本件対価を返金する。

Genesys ソフトウェア利用約款

4. 当社は、本ソフトウェアの動作不良、エラー若しくは他の不具合が生じないこと、第三者の権利を侵害しないこと、商品性、お客様若しくは第三者の特定の目的への適合性、又は本約款に明示的定めのない他の事項について、本約款に定めるものを除き何らの保証もしない。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りでない。
5. お客様は、本ソフトウェアの不適合について当社が負う責任は、本条に定める責任の範囲ですべてであることに合意する。

第 12 条(第三者による権利侵害)

本ソフトウェアの使用に関し、お客様において、第三者が本ソフトウェアに関連する著作権等の全部若しくは一部を侵害し又は侵害しようとしていることを発見した場合、お客様は当社に対し、速やかに侵害の事実及び内容を通知しなければならない。お客様は、当社から当該侵害に関する事案を解決するために一定の要望があった場合には、当社に協力する。

第 13 条(再委託)

お客様は、当社が本約款を履行するために必要な業務の全部または一部を第三者に再委託することを許諾する。ただし、当社は本約款で当社が負う義務と同等の義務を再委託先に課すものとする。

第 14 条(秘密保持)

1. 当社及びお客様は、本約款に関して知り得た相手方の技術上、営業上及び経営上の情報(以下総称して「秘密情報」という。)について秘密を保持し、相手方の事前の書面による同意なく、第三者に秘密情報を開示又は漏洩してはならない。当該秘密保持にあたって、当社及びお客様は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理しなければならない。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - ② 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - ③ 開示を受けた後に、第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得した情報
 - ④ 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
3. 当社及びお客様は、秘密情報を本約款の遂行上必要のある自己、親会社もしくは子会社の役職員、業務委託先又は弁護士、公認会計士、税理士その他の法律上守秘義務を負う者にのみ開示でき、かつ本約款以外の目的には使用しない。当社及びお客様は、本項に定められた者に対して秘密情報を開示した場合、その義務の履行につき一切の責任を負う。
4. 第1項にかかわらず、当社及びお客様は、法令、裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他規制権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い、必要最小限度の範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。かかる公表又は開示を行った場合は、その旨を速やかに相手方に通知する。
5. 当社及びお客様は、秘密情報を本約款の目的のために必要な範囲を超えて複写又は複製してはならず、複写・複製物は秘密情報に含まれる。
6. 当社及びお客様は、本約款の解除、解約その他事由の如何を問わず本約款が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報(複写・複製物を含む。)を速やかに返還又は廃棄する。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとる。
7. 当社及びお客様は、相手方が本条に違反して秘密情報の開示又は目的外使用をするおそれがある場合には、かかる開示又は目的外使用を差し止めることができる。

第 15 条(損害賠償)

1. 当社は、自己の責に帰すべき事由により、本約款に違反して、相手方に損害を与えた場合、その通常損害(逸失利

益、予見すべきであったか否かを問わず特別な事情から生じる損害、弁護士費用は除く。)を賠償する責任を負う。

2. 前項に定める損害賠償の累積総額は、当社がお客様から受領した12か月分の利用料金の額を超えないものとする。

第 16 条(解除及び期限の利益の喪失)

1. 当社又はお客様は、相手方が本約款のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないとときは、本約款を解除することができる。但し、その期間を経過した時における本約款の違反が本約款及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
2. 当社又はお客様は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときは、何らの催告なく、直ちに本約款の全部又は一部を解除することができる。但し、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - ① 本約款に關し、相手方による重大な違反または背信行為があつたとき
 - ② 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、一部履行不能の場合には当該一部に限り、解除することができる。
 - ③ 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
 - ④ 本約款上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本約款の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき
 - ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
 - ⑥ 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - ⑦ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出もしもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑧ 信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - ⑨ 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - ⑩ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき
 - ⑪ 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止もしくは変更又は解散の決議をしたとき
 - ⑫ その他本約款を継続しがたい重大な事由が発生したとき
3. 前二項に基づいて本約款を解除し、そのことによって損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方にその損害の賠償を請求することができる。
4. 当社又はお客様のうち第1項又は第2項により本約款を解除された者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。
5. お客様が、第2項各号のいずれかに該当した場合又は本約款が解除された場合、お客様は当然に本約款の期限の利益を失い、お客様は、当社に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第 17 条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及びお客様は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能

Genesys ソフトウェア利用約款

暴力団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当すること

- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 当社又はお客様は、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本約款を解除することができる。

4. 当社及びお客様は、前項により本約款を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承する。

部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 23 条（完全合意）

本約款は、本約款に関する当事者間の完全な合意及び了解を構成するものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、当事者間の本約款締結前の全ての合意及び了解に優先する。

第 24 条（準拠法及び管轄裁判所）

本約款は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈される。本約款に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 25 条（誠実協議）

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に關し疑義が生じた場合、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する

第 18 条（有効期間）

1. 本約款の有効期間は、申込書に定める期間とする。
2. お客様は、前項に定める期間満了の75日前までに、当社に対して書面により解約する旨の通知をしなかったときは、本約款は期間満了日の翌日から起算して、同一の条件にて更に1年間又は別途当社が指定した期間更新され、以後も同様とする。

第 19 条（任意解除）

お客様が本サービスの契約期間の途中で本約款の解除を希望する場合、お客様が当社の請求に従い、当社が被った一切の損害、負担した一切の費用及び契約期間満了日までのサービス料金の未払金がある場合にはその全てを支払うことを条件に本約款を解除できるものとします。

第 20 条（契約終了の際の措置）

1. 本約款が終了した場合には、お客様は、本約款終了後5日以内に、当社の指示に従い、自らの費用で本ソフトウェア及びその複製物を直ちに当社に返還し、又はこれら一切を破棄若しくは削除しなければならない。
2. 前項において、お客様が本ソフトウェア及びその複製物を破棄又は削除した場合には、破棄証明書を当社に提出しなければならない。
3. お客様は、本約款終了後にお客様が本件ソフトウェアの使用を継続しないことを担保するため、当社が本件ソフトウェアについて予め必要な技術的措置を講じることを了承する。

第 21 条（契約の変更）

当社はお客様に通知または当社のWebサイトに掲載することにより、本約款を変更することができるものとします。

第 22 条（本約款上の地位等の譲渡禁止）

当社及びお客様は、相手方の書面による事前の承諾なく、本約款上の地位又は本約款に基づく権利若しくは義務の全